

# スマート農機具導入で 規模拡大・経営発展のチャンス!!

最大

80万円

ロボット草刈機等を  
導入する場合  
最大50万円



最大

200万円

※諸要件あり

申請開始日 令和8年4月6日(月)

※予算の範囲内での補助となります。

詳しくは裏面へ→

# 令和8年度スマート農業実装支援事業の概要

## 拡大支援枠

**対象者** 市内に住所のある認定農業者及び認定新規就農者で、下記要件をすべて満たす者  
**【要件】** ①市税を完納していること  
 ②市のスマート農業普及に係る広報等に協力すること  
 ③令和9年3月19日までに実績報告書類を提出できること

**対象経費** 「スマート農業技術活用促進法」に定める「スマート農業技術※1」を用いた機器等で、機種の異なる他農機や営農管理システム等※2を2つ以上連携・接続して使用する場合、「スマート農業技術」を用いた機器等の購入費及び設置費  
 (例:自動操舵システム、ドローン等RTK対応機器、統合環境制御システム等)

**補助額** 対象経費の2分の1以内、上限200万円

## 一般枠

**対象者** 市内に住所のある下記の農業者・法人で、下記要件をすべて満たす者  
 ア)認定農業者、(認定)新規就農者、農家3戸以上で構成する団体  
 イ)上記以外の販売農業者  
**【要件】** ①市税を完納していること  
 ②市のスマート農業普及に係る広報等に協力すること  
 ③令和9年3月19日までに実績報告書類を提出できること

**対象経費** (1)「スマート農業技術活用促進法」に定める「スマート農業技術※1」を用いた機器等の購入費及び設置費  
 (2)その他市長が認める機器等

**補助額** (1)リモコン草刈機(ロボット草刈機、ラジコン草刈機など)を購入する場合  
 ア) 補助経費の2分の1以内、上限50万円  
 ※ロボット草刈機を1台のみ購入する場合は、上限30万円  
 イ) 補助経費の3分の1以内、上限20万円  
 ※ロボット草刈機を1台のみ購入する場合は、上限15万円  
 (2)その他の機器を購入する場合  
 ア) 補助経費の2分の1以内、上限80万円  
 イ) 補助経費の3分の1以内、上限40万円

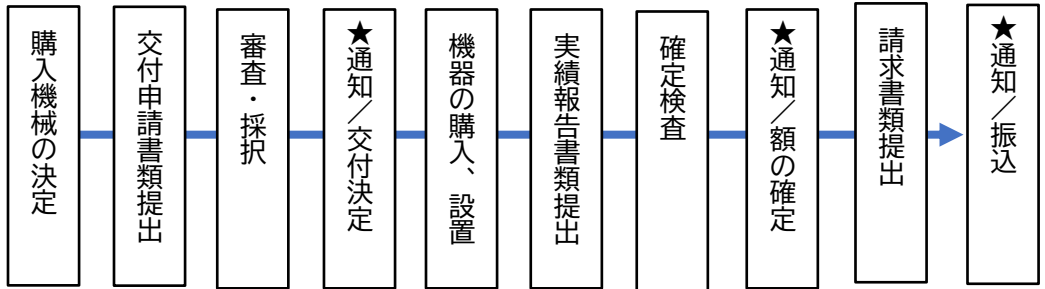
新規就農者※3も認定農業者と同様の補助率・補助額で支援します!

フレッシュ農家  
スマート農業推進事業

※予算がなくなり次第、右記の補助率・補助額となります。

## 交付の流れ

「★通知」とあるものは、市から申請者に通知を送付します。



## 提出書類

〈交付申請書類〉

- ①補助金交付申請書
- ②補助金交付申請書・別紙
- ③収支予算書
- ④購入予定機器の見積書
- ⑤消費税の免税事業者、簡易課税事業者、課税事業者の別が分かる書類(消費税申告書の写し等)
- ⑥市税の令和7年度納税証明(課税されている税目すべて)
- ⑦「拡大支援枠」を申請する場合、連携・接続して使用する機器が分かるもの(令和7年分確定申告書の減価償却費一覧の写し、営農管理システム画面の写しなど)

## 提出方法

- ・電子メール([nougyou-k@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:nougyou-k@mail.city.fukushima.fukushima.jp))、郵送または農業企画課の窓口へ持参ください。メールで提出された際は、念のため電話でもご連絡ください。

(宛先)〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
 農業企画課 農政企画係 スマート農業担当 宛

- ・申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。詳細は右のQRコードよりご確認ください。



拡大支援枠の補助対象例も掲載!

※1 以下の①～③すべてに当てはまるもの。

- ①農業機械、農業用ソフトウェアに組み込まれる遠隔操作、自動制御、その他の情報通信技術を用いた技術
- ②農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させる技術
- ③農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させる技術

※2 機器を動作させるために必要なインターネット通信、RTK通信、電気設備等を除く。

※3 申請時点で、農業経営を開始して3年以内、かつ65歳未満の方。

▲市ホームページはこちら▲